

環水大水発第 2303204 号
令和 5 年 3 月 20 日

関係府県 瀬戸内海環境保全特別措置法担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局
水環境課閉鎖性海域対策室長
（ 公 印 省 略 ）

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の一体策定について（通知）

平素より環境行政の推進に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画等については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和 4 年度中に通知することとされました（別紙参照）。

については、「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）」（令和 5 年 3 月 17 日付環政総発第 2303175 号）により、環境法令に基づく計画等について、地方公共団体の御判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定可能である計画等（一体策定）又は複数の地方公共団体が共同して策定可能である計画等（共同策定）について明示したところですが、そのうち、特に瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（以下「府県計画」という。）については、上記通知に併せて、下記の留意事項について御配慮いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

府県計画と政策的に関連の深い他の計画等（以下「他の計画等」という。）を一体のものとして策定する際には、それぞれの計画等の法令等で定める要件（記載事項、策定期間、手続等）を満たしたものとなるよう、以下の事項について御留意願います。

(1) 記載事項について

府県計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「瀬戸法」という。）第 4 条第 1 項に規定されるとおり、瀬戸法第 2 条の 2 の基本理念にのっとり、かつ瀬戸法第 3 条の規定により策定された瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下「基本計画」という。）に基づき、関係府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について記載を行うものです。ついては、他の計画等との一体策定においても、本条項に規定された記載事項について不足なく記載するよう御留意ください。

(2) 策定期間について

府県計画の策定は、国において行われる基本計画の変更等に合わせて行われることとなりますが、府県計画と他の計画等を一体策定する場合、他の計画等の策定期間と異なることなどにより、府県計画の策定が必要以上に遅延することのないよう御留意ください。そのため、例えば、瀬戸法第 4 条第 2 項に定める湾灘協議会や関係府県の審議会等への諮り方、国への協議の進め方等、改定時の対応方法を関係部局間で予め共有しておくことが望ましいと考えられます。

(3) 手続について

府県計画を他の計画等と一体策定する場合においても、瀬戸法第 4 条第 3 項に基づく環境大臣への協議及び同条第 4 項に基づく関係省庁への協議が必要となります。一体策定を行う他の計画等についても他法令に基づく関係省庁等への協議が必要な場合、府県計画と他の計画等では、協議先が異なる可能性がある（例えば、水質汚濁防止法第 4 条の 3 第 1 項に規定する総量削減計画については、同条第 4 項の規定により公害対策会議に諮る必要がある等）ことから、協議の際には、一体策定される計画の各部分がどの計画に該当するかについて明示した資料を参考として提出いただくようお願いします。

また、一体策定する他の計画等によっては、手続の関係上、府県計画よりも協議に時間を要する可能性もあることから、一体策定に当たっては、協議先の担当部局に対し時間的余裕をもって事前に相談いただくなど、対応に遺漏のないよう御留意いただくようお願いいたします。

加えて、一体策定する他の計画等が法令に基づかない計画等である場合であっても、他の計画等が改定される際に府県計画について国への協議が必要となるかの判断はその改定内容にもよることから、国への協議の要否等について、国に対しても時間的余裕をもって事前に相談いただくようお願いいたします。

(以上)

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

令和4年12月20日閣議決定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【環境省】

（7）瀬戸内海環境保全特別措置法（昭48法110）

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画（4条1項）及び指定物質削減指導方針（12条の3第1項）については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。